

国家戦略特区における課税の特例措置について

<課税の特例措置の対象となる事業> ※詳細は別紙

※国家戦略特別区域法施行規則第1条第1号または第2号に規定する事業が該当

特定中核事業（施行規則第1条第2号）

- 先端的技術を活用した医薬品の研究開発・製造等
- 革新的な情報サービスを活用した農業の生産性の向上に係る研究開発 など

特定中核事業以外（施行規則第1条第1号）

- 高度医療用の医薬品・医療機器の研究開発・製造（施設整備等を含む。）
- 医療・介護用ロボットの研究開発・製造（施設整備等を含む。）
- 高度医療施設・医療設備の整備・運営
- 外国人患者の受け入れに必要な手続き代行、通訳案内等
- 国際会議用の大規模集会施設等の施設・設備整備、運営等
- 外国語による医療提供
- インキュベーションオフィス（施設・設備）提供・経営管理支援
- 外国人旅客の中長期滞在のための施設使用・役務提供等
- 農林水産物の輸出促進などのための研究開発 など

<課税の特例措置の概要>

① 機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除

上記課税の特例措置の対象となる事業を実施する法人が、当該事業に係る課税の特例措置についての区域計画が認定された後に、国家戦略特区内において機械等を取得した場合、特別償却又は税額控除の措置を講ずる。

	特別償却	税額控除
機械・装置、開発研究用器具・備品	50%	15%
建物・附属設備、構築物	25%	8%

※ 機械・装置については1台又は1基の取得価額が2,000万円以上（特定中核事業は4,000万円以上）

※ 開発研究用器具・備品については1台又は1基の取得価額が1,000万円以上（特定中核事業は2,000万円以上）

※ 建物及びその附属設備並びに構築物については、一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額が1億円以上

② 研究開発税制の特例（法人税）

特定中核事業の用に供された開発研究用資産について、その減価償却費の20%を税額控除できる措置を講ずる。

③ 償却資産の特例（固定資産税）

特定中核事業のうち医療分野における一定の研究開発の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置を講ずる。

④ 創業5年以内の一定の企業に対する法人税の軽減

特区指定後、特区内に本店又は主たる事務所を有し、専ら特定事業（医療、国際、農業、情報通信技術を活用した研究開発など）を営むなど一定の要件を満たした創業5年以内の企業について、所得の金額の20%の所得控除ができる措置を講ずる。

<活用事例>

(1) 株式会社メガカリオン（京都市内） ※別紙1(1)Aに該当

①特別償却・投資税額控除 ②研究開発税制の特例

③固定資産税の課税標準の特例

安全性が高く、安定供給が可能で、医療コストの低い血小板の輸血を実現するため、ヒトiPS細胞から、血小板の元となる細胞（巨核球マスター・セル）を経て、高品質の血小板を大量生産する方法の研究開発

(2) 大研医器株式会社（大阪市内） ※別紙1(1)Aに該当

①特別償却・投資税額控除

医療現場において、QOL改善や医療事故の防止、患者負担軽減を実現するため、超小型高性能・低コストマイクロポンプを活用したディスプレイ型医療機器の開発

(3) ウォーターセル株式会社・株式会社IHI（新潟市内）

※別紙1(1)Dに該当

①特別償却・投資税額控除 ②研究開発税制の特例

農業生産性を向上させるため、上空からのリモートセンシング及びフィールドセンサーネットワークにより得られるデータを活用する革新的な農業情報サービスの研究開発

国家戦略特区における課税の特例措置の対象となる事業
(次の(1)及び(2)に該当する事業の用に供する機械・装置等の取得に関して課税の特例措置が受けられる。)

(1) 特定中核事業

〔「①機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除」、「②研究開発税制の特例(法人税)」、「③償却資産の特例(固定資産税)」(③はDを除く。)が受けられる。〕

課税の特例措置の概要
A 先端技術を活用した医薬品の研究開発・製造等
B 先端的な再生医療の研究
C 医療機器の先端的な研究開発
D 革新的な情報サービスを活用した農業の生産性の向上に係る研究開発

(2) 特定中核事業以外

〔「①機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除」のみが受けられる。〕

課税の特例措置の概要
a 高度医療の提供に資する医薬品、医療機器の研究開発・製造
b 高度再生医療の研究開発、高度再生医療に必要な物資の培養・製造・研究開発
c 医療、介護用ロボットの研究開発・製造
d 高度医療の提供に係る医療関係者の技術向上に必要な治験・臨床研究
e 医療情報システムの研究開発
f 高度医療施設等(高度医療施設・高度医療設備)の整備・運営
g 高度医療施設等に近接した宿泊施設(専ら患者及びその家族の利用に供されるもの)の整備・運営
h 高度医療施設等への外国人患者の受入れに必要な手続き代行、当該渡航に付随して行う通訳案内等外国人患者の便宜となるサービスの提供
i 多国籍企業等の統括事業
j 国際会議等の参加者の利用に供する大規模集会施設、宿泊施設、文化施設等の施設・設備整備、運営、サービス提供等
k 国際会議等への外国人の参加に必要な代行手続き、当該渡航に付随して行う通訳案内等外国人参加者の便宜となるサービスの提供
l 外国会社・国際機関勤務者の子女、海外から招へいた研究者の子女を対象とした外国語による教育
m インターナショナルスクールの整備(貸付用建物等)
n 外国語による医療提供
o インキュベーションオフィス(施設・設備)提供・経営管理支援
p ビジネス等コンシェルジュの設置
q 外国人中長期滞在のための施設使用及び役務の提供
r 農林水産物・加工食品の効率的生産・輸出促進を図るために必要な高度な技術の研究開発・当該技術の活用

※a～eはこれらの事業に必要な施設・設備の整備・運営を含む。